

平成29年第2回

# 栗山町議会臨時会議案

開会 平成29年5月18日

栗山町議会議場

平成 29 年第 2 回栗山町議会臨時会

議 事 日 程

平成 29 年 5 月 18 日  
午前 9 時 30 分開議

日 程	議 番 案 号	議 件 名	結 果
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般の報告 ①会務報告	
		②監査報告	
4	報 告 第 2 号	平成 28 年度栗山町一般会計補正予算（第 11 号） の専決処分について	
5	報 告 第 3 号	栗山町税条例の一部を改正する条例の専決処分について	
6	報 告 第 4 号	栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の 専決処分について	
7	議 案 第 32 号	栗山町第 6 次総合計画の一部変更について	
8	議 案 第 33 号	平成 29 年度栗山町一般会計補正予算（第 2 号）	
9		常任委員会委員の選任について	
10		議会運営委員会委員の選任について	



## 会 務 報 告

2月 21日	夕張市議会との合同議員研修会に議長外10名が出席した。 (於 夕張市)
24日	平成28年度第2回栗山町農業教育振興会総会に議長が出席した。
〃日	栗山建設協会新年交礼会に議長が出席した。
28日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃日	南空知ふるさと市町村圏組合議会平成29年第1回定例会に議長が出席した。 (於 岩見沢市)
3月 1日	北海道栗山高等学校平成28年度第69回卒業証書授与式に議長が出席した。
2日	産業福祉常任委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
3日	栗山町馬鈴薯採種組合創立70周年記念式典に議長が出席した。
5日	継立町内連合会敬老会に議長が出席した。
7日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
9日	大友伸彦氏、横井弘一氏北海道産業貢献賞受賞祝賀会に議長が出席した。
10日	栗山町中長期財政問題等調査特別委員会を議場で開催した。
〃日	産業福祉常任委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
13日	広報広聴常任委員会を所管事務調査のため議員控室で開催した。
〃日	広報広聴常任委員会広報小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
16日	栗山町教育委員会との一般会議を議員控室で開催した。
17日	広報広聴常任委員会を所管事務調査のため議員控室で開催した。
18日	北海道介護福祉学校第28回卒業証書授与式に議長が出席した。
〃日	知的障害をもつ人の永年勤続者等を「お祝をする会」に議長が出席した。
21～24日	議会報告会を町内12か所で開催した。
23日	栗山町身体障害者福祉協会平成29年度総会に議長が出席した。
〃日	平成28年度栗山町青年農業賞表彰式に議長が出席した。
27日	広報広聴常任委員会を所管事務調査のため議員控室で開催した。
30日	栗山商工会議所通常議員総会懇親会に議長が出席した。
4月 4日	北海道介護福祉学校平成29年度入学式に議長が出席した。
〃日	栗山町農民協議会第55回定期総会に議長が出席した。
〃日	平成29年度栗山町文化連盟定期総会に議長が出席した。
5日	平成29年度栗山町遺族会総会に議長が出席した。

6日	そらち南農業協同組合第8回通常総代会に議長が出席した。
10日	北海道栗山高等学校平成29年度入学式に議長が出席した。
12日	広報広聴常任委員会広報小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
17日	平成29年第2回空知町村議会議長会役員会及び空知町村議会議長会臨時総会に議長が出席した。 (於 岩見沢市)
18日	栗山町まちづくり懇話会に議長に代わり副議長が出席した。
19日	広報広聴常任委員会広報小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
20日	北海道名寄市議会が視察のため来町したので議長が応接した。
25日	平成29年度南空知町村議会議長連絡協議会総会に議長が出席した。
26日	栗山地区保護司会平成29年度定期総会懇談会に議長が出席した。
27日	第88回栗山地区メーデーに議長が出席した。
28日	栗山消費者協会平成29年度定期総会に議長が出席した。
5月12日	議会改革推進会議を委員会室で開催した。

## 議案の提出について

平成29年第2回栗山町議会臨時会に報告第2号から報告第4号まで及び議案第32号から議案第35号までを別紙のとおり提出する。

平成29年5月18日

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町長 椿原紀昭

## 報告第2号

### 平成28年度栗山町一般会計補正予算（第11号）の 専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

平成28年度栗山町一般会計補正予算（第11号）について地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

栗山町長 椿原紀昭



平成28年度栗山町一般会計補正予算（第11号）

平成28年度栗山町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,260千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,431,125千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は「第3表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 町税		1,246,853	77,760	1,324,613
	1 町民税	508,359	62,167	570,526
	2 固定資産税	541,252	16,664	557,916
	3 軽自動車税	30,195	650	30,845
	4 町たばこ税	111,731	△3,406	108,325
	5 特別土地保有税	343	△343	-
	6 都市計画税	52,561	1,582	54,143
	7 入湯税	2,302	△152	2,150
2 地方譲与税	8 鉱産税	110	598	708
		88,000	7,840	95,840
1 地方揮発油譲与税		25,000	2,994	27,994
	2 自動車重量譲与税	63,000	4,846	67,846
3 利子割交付金		2,000	△857	1,143
	1 利子割交付金	2,000	△857	1,143
4 配当割交付金		9,000	△6,881	2,119
	1 配当割交付金	9,000	△6,881	2,119
5 株式等譲渡所得割交付金		10,000	△8,727	1,273
	1 株式等譲渡所得割交付金	10,000	△8,727	1,273
6 地方消費税交付金		240,000	△2,731	237,269
	1 地方消費税交付金	240,000	△2,731	237,269
7 ゴルフ場利用税交付金		12,000	△81	11,919
	1 ゴルフ場利用税交付金	12,000	△81	11,919
8 自動車取得税交付金		11,000	5,124	16,124
	1 自動車取得税交付金	11,000	5,124	16,124
9 地方特例交付金		3,300	237	3,537
	1 地方特例交付金	3,300	237	3,537

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
10 地方交付税		3,100,000	64,565	3,164,565
	1 地方交付税	3,100,000	64,565	3,164,565
17 寄附金		204,288	4,861	209,149
	1 寄附金	204,288	4,861	209,149
20 諸収入		215,279	△51,050	164,229
	5 雑入	107,562	△51,050	56,512
21 町債		1,193,224	△4,800	1,188,424
	1 町債	1,193,224	△4,800	1,188,424
歳入合計		9,345,865	85,260	9,431,125

歳 出 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		1,766,148	85,260	1,851,408
	1 総務管理費	1,729,337	85,260	1,814,597
3 民生費		1,845,447	-	1,845,447
	1 社会福祉費	1,302,889	-	1,302,889
6 農林水産業費		1,358,675	-	1,358,675
	1 農業費	1,321,152	-	1,321,152
8 土木費		1,630,072	-	1,630,072
	5 住宅費	789,843	-	789,843
歳 出 合 計		9,345,865	85,260	9,431,125

第3表 地方債の補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
9. 入浴機会確保送迎運行事業債	3,000	2,000
23. 街路灯整備事業債	7,200	7,100
24. 社会福祉協議会補助事業債	12,300	10,200
25. 重度心身障害者医療費助成事業債	8,000	7,100
41. 南角田北部地区経営体育成基盤整備促進費補助事業債	2,900	2,200

歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

歳入 款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
					区分	金額	
①	町税	1,246,853	77,760	1,324,613			
	1 町民税	508,359	62,167	570,526			
	1 個人	414,474	40,527	455,001	1 現年課税分	40,000	
					2 滞納繰越分	527	
	2 法人	93,885	21,640	115,525	1 現年課税分	21,500	
					2 滞納繰越分	140	
	2 固定資産税	541,252	16,664	557,916			
	1 固定資産税	510,376	16,664	527,040	1 現年課税分	16,000	
					2 滞納繰越分	664	
	3 軽自動車税	30,195	650	30,845			
	1 軽自動車税	30,195	650	30,845	1 現年課税分	700	
					2 滞納繰越分	△ 50	
	4 町たばこ税	111,731	△ 3,406	108,325			
	1 町たばこ税	111,731	△ 3,406	108,325	1 現年課税分	△ 3,406	
	5 特別土地保有税	343	△ 343	-			
	1 特別土地保有税	343	△ 343	-	1 滞納繰越分	△ 343	
	6 都市計画税	52,561	1,582	54,143			
	1 都市計画税	52,561	1,582	54,143	1 現年課税分	1,500	
					2 滞納繰越分	82	
	7 入湯税	2,302	△ 152	2,150			
	1 入湯税	2,302	△ 152	2,150	2 滞納繰越分	△ 152	
	8 鉱産税	110	598	708			
	1 鉱産税	110	598	708	1 現年課税分	598	
②	地方譲与税	88,000	7,840	95,840			
	1 地方揮発油譲与税	25,000	2,994	27,994			
	1 地方揮発油譲与税	25,000	2,994	27,994	1 地方揮発油譲与税	2,994	

款	項		補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	目					区分	金額	
②	2	自動車重量譲与税	63,000	4,846	67,846			
		1 自動車重量譲与税	63,000	4,846	67,846	1 自動車重量譲与税	4,846	
③		利子割交付金	2,000	△ 857	1,143			
		1 利子割交付金	2,000	△ 857	1,143			
		1 利子割交付金	2,000	△ 857	1,143	1 利子割交付金	△ 857	
④		配当割交付金	9,000	△ 6,881	2,119			
		1 配当割交付金	9,000	△ 6,881	2,119			
		1 配当割交付金	9,000	△ 6,881	2,119	1 配当割交付金	△ 6,881	
⑤		株式等譲渡所得割交付金	10,000	△ 8,727	1,273			
		1 株式等譲渡所得割交付金	10,000	△ 8,727	1,273			
		1 株式等譲渡所得割交付金	10,000	△ 8,727	1,273	1 株式等譲渡所得割交付金	△ 8,727	
⑥		地方消費税交付金	240,000	△ 2,731	237,269			
		1 地方消費税交付金	240,000	△ 2,731	237,269			
		1 地方消費税交付金	240,000	△ 2,731	237,269	1 地方消費税交付金	△ 2,731	
⑦		ゴルフ場利用税交付金	12,000	△ 81	11,919			
		1 ゴルフ場利用税交付金	12,000	△ 81	11,919			
		1 ゴルフ場利用税交付金	12,000	△ 81	11,919	1 ゴルフ場利用税交付金	△ 81	
⑧		自動車取得税交付金	11,000	5,124	16,124			

款	項 目		補正前予算額	補正予算額	計	節		説明	
						区分	金額		
⑧	1	自動車取得税交付金	11,000	5,124	16,124				
		1 自動車取得税交付金	11,000	5,124	16,124	1 自動車取得税交付金	5,124		
⑨	1	地方特例交付金	3,300	237	3,537				
		1 地方特例交付金	3,300	237	3,537				
		1 地方特例交付金	3,300	237	3,537	1 地方特例交付金	237		
⑩	1	地方交付税	3,100,000	64,565	3,164,565				
		1 地方交付税	3,100,000	64,565	3,164,565				
		1 地方交付税	3,100,000	64,565	3,164,565	1 普通交付税	73,949		
							2 特別交付税	△ 9,384	
⑰	1	寄附金	204,288	4,861	209,149				
		1 寄附金	204,288	4,861	209,149				
		1 寄附金	204,288	4,861	209,149	1 総務寄附金	4,931	ふるさと応援寄附金追加	
							2 社会福祉寄附金	△ 70	
⑳	5	諸収入	215,279	△ 51,050	164,229				
		2 雑入	107,562	△ 51,050	56,512				
		2 雑入	107,557	△ 51,050	56,507	2 雑入	△ 51,050	備荒資金組合支消金減額	
㉑	1	町債	1,193,224	△ 4,800	1,188,424				
		1 町債	1,193,224	△ 4,800	1,188,424				
		1 土木債	516,700	△ 1,000	515,700	3 住宅債	△ 1,000	入浴機会確保送迎運行事業債減額	
		2 農林水産業債	221,500	△ 700	220,800	1 農業債	△ 700	南角田北部地区経営体育成基盤整備促進費補助事業債減額	
		6 民生債	57,600	△ 3,100	54,500	1 社会福祉債	△ 3,100	街路灯整備事業債減額 △ 100 社会福祉協議会補助事業債減額 △ 2,100 重度心身障害者医療費助成事業債減額 △ 900	



歳 出

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明		
						特定財源			一般財源	区分		金額	
						国道支出金	地方債	その他					
②	総務費		1,766,148	85,260	1,851,408			4,931	80,329				
	1	総務管理費	1,729,337	85,260	1,814,597			4,931	80,329				
		1	一般管理費	276,953	4,931	281,884			4,931				
										7	賃金	△41	臨時事務職員賃金減額
										8	報償費	△76	ふるさと納税者返礼品減額
										11	需用費	△11	印刷製本費減額
										12	役務費	△1,145	通信運搬費 郵便料減額 △291 運搬料減額 △777 手数料 郵便振替減額 △57 電話機等移設・設置減額 △3 代理納付システム決済減額 △17
										18	備品購入費	△3	庁用備品減額
										25	積立金	6,207	ふるさと応援基金積立金追加
		6	財政調整基金費	2,604	80,329	82,933			80,329	25	積立金	80,329	財政調整基金積立金追加
③	民生費		1,845,447	-	1,845,447		△3,100	△70	3,170				
	1	社会福祉費	1,302,889	-	1,302,889		△3,100	△70	3,170				
		1	社会福祉総務費	451,738	-	451,738		△2,200	△70	2,270			
		4	心身障害者福祉費	459,873	-	459,873		△900		900			
⑥	農林水産業費		1,358,675	-	1,358,675		△700		700				
	1	農業費	1,321,152	-	1,321,152		△700		700				
		4	総合土地改良事業費	244,692	-	244,692		△700		700			
⑧	土木費		1,630,072	-	1,630,072		△1,000		1,000				
	5	住宅費	789,843	-	789,843		△1,000		1,000				
		2	住宅管理費	50,345	-	50,345		△1,000		1,000			

## 報告第3号

### 栗山町税条例の一部を改正する条例の 専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

## 専決処分書

栗山町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

栗山町長 椿原紀昭

## 栗山町税条例の一部を改正する条例

栗山町税条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。

第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を」（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次

に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加える。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項を削り、同条第11項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、

同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条中第5項を第8項とし、第4項の次に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。



附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」

に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の規定は、公布の日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の栗山町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以降の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 町長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを栗山町税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（栗山町税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(栗山町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 栗山町税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中栗山町税条例附則第16条第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とする改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

第3条を次のように改める。

(栗山町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 栗山町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第2号中「から第4条まで」を「及び第4条」に改める。

## 報告第4号

### 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の 専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

## 専決処分書

栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

栗山町長 椿原紀昭

## 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例

栗山町都市計画税条例（平成3年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とし、附則中第5項を第6項とし、第4項を第5項とする。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の栗山町都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。



## 議案第 32 号

### 栗山町第 6 次総合計画の一部変更について

栗山町第 6 次総合計画（平成 27 年 1 月 28 日議決）の一部を次のとおり変更したいので、栗山町自治基本条例第 25 条第 3 項、栗山町総合計画の策定と運用に関する条例第 12 条第 1 項及び栗山町議会基本条例第 8 条第 1 号の規定により本議会の議決を求める。

# 栗山町第6次総合計画〔変更〕

※対象事業のみ抜粋

政策区分	変 更 前			変 更 後		
IV 産業  (54頁)	(2) 商工業			(2) 商工業		
	施 策	計画事業	(参考：事業概要)	施 策	計画事業	(参考：事業概要)
	②企業誘致・新産業創出の推進			②企業誘致・新産業創出の推進	<u>【新規】ものづくりDIY工場の導入・活用を推進します。</u>	<u>ものづくりDIY工場の開設・運営に向けた国内事例調査、ニーズの分析、導入実施計画の策定、ワークショップ等の実施</u>
(55頁)	(3) 観光・交流産業			(3) 観光・交流産業		
	施 策	計画事業	(参考：事業概要)	施 策	計画事業	(参考：事業概要)
	②都市農村交流の推進			②都市農村交流の推進	<u>【新規】くりやま若者シェアプロモーション事業を推進します。</u>	<u>若者・子育て世代へ効果的な情報発信を行い、栗山町に住みたい、住み続けたいと思うブランドイメージの定着事業</u>

議案第33号

平成29年度栗山町一般会計補正予算（第2号）

平成29年度栗山町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,244千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,713,744千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
14 国庫支出金		774,666	16,922	791,588
	2 国庫補助金	347,493	16,922	364,415
20 諸収入		250,012	19,322	269,334
	5 雑入	146,069	19,322	165,391
歳入合計		7,677,500	36,244	7,713,744

歳出 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		1,647,145	36,244	1,683,389
	1 総務管理費	1,617,662	36,244	1,653,906
歳出合計		7,677,500	36,244	7,713,744

歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

歳入 款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
					区分	金額	
					⑭ 国庫支出金	774,666	
2 国庫補助金	347,493	16,922	364,415				
5 総務費国庫補助金	5,193	16,922	22,115	1 総務管理費補助金	16,922	地方創生推進交付金	
⑳ 諸収入	250,012	19,322	269,334				
5 雑入	146,069	19,322	165,391				
2 雑入	146,064	19,322	165,386	2 雑入	19,322	備荒資金組合支消金追加 17,422 コミュニティ助成事業助成金 1,900	

歳 出

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明		
						特定財源			一般財源	区分		金額	
						国道支出金	地方債	その他					
②	総務費		1,647,145	36,244	1,683,389	16,922		1,900	17,422				
	1	総務管理費	1,617,662	36,244	1,653,906	16,922		1,900	17,422				
		11 地方振興費	2,792	1,900	4,692			1,900		19	負担金補助及び交付金	1,900	補助金 栗山町内連合会追加
		23 地域経済活性化・地方創生対策費	-	34,344	34,344	16,922			17,422	8	報償費	320	講師謝礼 ものづくりD I Y工房推進協議会委員謝礼 290
										9	旅費	200	普通旅費
										11	需用費	954	消耗品費 燃料費 食糧費 光熱水費 電気料 水道料 下水道料 修繕料 建物等 15 30 9 60 45 45 750
										13	委託料	31,410	D I Y工房導入支援業務 くりやまサポーター育成事業 クリエイター定着推進事業 24,200 2,074 5,136
										14	使用料及び賃借料	960	会場借上料
										18	備品購入費	500	施設用備品